



道具類の持ち運びで
お困りの方、保管場所が
欲しい方、必見です！



京都市北・岡崎・左京東部・左京西部・東山・醍醐・伏見 いきいき市民活動センターでロッカー利用団体等を募集 します。

京都市いきいき市民活動センターでは、施設を定期的に使用する団体等を対象に、ロッカー利用団体等を以下のとおり募集します。

募集期間：平成29年1月25日（水）～2月24日（金）

いきいき市民活動センターは、市民公益活動はもとより、サークル活動など市民活動を幅広く支援していくため、市民がいきいきと活動できる場所と機会を提供する施設です。

その機能の1つとして、センターを拠点として活動するための設備として、活動で使用する道具類などを保管するための「**ロッカー**」を提供します。皆さんの活動に是非御利用ください。



各センターに設置しているロッカーの大きさ等は
3頁を御確認ください。
必ず、各センターで大きさ等を確認してください。

<参考:ロッカー(大)太枠が1個の大きさです。>

- ※ 今回の募集は平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）までの利用分です。
- ※ ロッカーへの道具類の出し入れは、いきいき市民活動センターの開館時間のみ可能です。
- ※ 今回の募集以降も、空きがある間は随時申請を受け付けます。

この印刷物が不要になれば
「**雑がみ**」として古紙回収等へ！



ロッカー募集要項

いきいき市民活動センターを定期的に使用する団体等のための設備として、活動の道具類などを保管するための「ロッカー」を提供しています。



1 応募条件

応募できる方は、市民公益活動やサークル活動等、広く市民の自主的な活動を行う団体等であって、以下の条件を満たしているものとします。

- ・ 京都市内で、主たる活動を行っていること、又は、今後行うこと。
- ・ 営利を目的としないこと。
- ・ 宗教活動を主たる目的としないこと。
- ・ 政治上の主義の推進・支持・反対を主たる目的としないこと。
- ・ 特定の公職者(候補者を含む)又は政党の推薦・支持・反対を目的としないこと。
- ・ 暴力団員等及び暴力団密接関係者でないこと。

2 申込方法

別添の「応募用紙」に必要事項を記入し、活動内容が分かる資料を添付したうえで、利用を希望されるいきいき市民活動センターまで御持参ください。また、施設や設備等の見学は随時行っております。詳しくは窓口までお問い合わせください。

【提出書類】 (1) 応募用紙

(2) 活動内容が分かるもの(ニュースレター、会報、発行物など)

御提出いただいた資料だけでは活動の内容等が分かりにくい場合は、上記以外の資料の御提出を求めめる場合や、個別に面接をさせていただく場合があります。

3 締切日

平成29年2月24日(金) 17時(要持参)

4 選定について

■選定方法

利用団体等の選定に当たっては、提出書類などにより1の**応募条件**を満たしているかを確認したうえで決定します。応募多数の場合は、抽選を行います。また、応募数が満たなかった場合は、3月以降に、随時募集を実施します。

■選定結果の通知

- (1) 利用団体の選定結果は、平成29年3月上旬頃に御連絡します。
- (2) 決定後、改めて使用許可申請書を御提出していただきます。



5 ロッカーの概要

■利用料（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

大：9,600円（月額800円） ※1個当たり

小：2,400円（月額200円） ※1個当たり

■設置箇所及び形状（外寸）

センター名	大きさ（個数）	外寸
北	大（8個）	幅450mm×奥行515mm×高さ890mm
岡崎	大（4個）	幅450mm×奥行515mm×高さ890mm
	小（16個）	幅258mm×奥行380mm×高さ264mm
左京東部	大（12個）	幅450mm×奥行515mm×高さ890mm
左京西部	大（8個）	幅450mm×奥行515mm×高さ890mm
東山	大（20個）	幅450mm×奥行515mm×高さ890mm
醍醐	大（8個）	幅450mm×奥行515mm×高さ890mm
伏見	大（8個）	幅450mm×奥行515mm×高さ890mm

※ 必ず御希望のセンターで大きさ等を御確認ください。

6 利用に当たって

- (1) 今回募集分の利用期間については、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの利用分です。
- (2) ロッカーの場所に関しては、各センターで決めさせていただきます。
- (3) ロッカー利用料の納入については、平成29年3月31日（金）までに、現金で上記金額を一括して使用するセンターでお支払いいただきます。
- (4) 利用解約の場合は、1箇月前までにその旨を所定の書面にてセンターに御通知願います。

(1)～(4)のほか、京都市市民活動センター条例及び施行規則に定める事項、並びに使用許可書の交付に当たって提示する条件を遵守していただきます。使用許可を受けた設備を用いて、営利活動、宗教活動及び政治活動を行うこと、又は行っていると誤解を招く行為を禁止します。

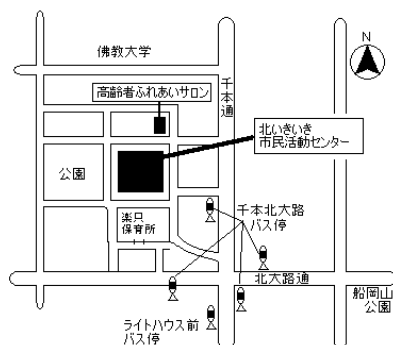
7 問合せ・提出先

各センターの開館時間は、午前10時から午後9時（日曜日は午後5時）まで、休館日は火曜日です（各センターの所在地は3、4頁を御確認ください。）。
また、各センターには駐車場がありませんので、御来館の際は公共交通機関等を御利用ください。

■北いきいき市民活動センター

住所：京都市北区紫野北花ノ坊町18

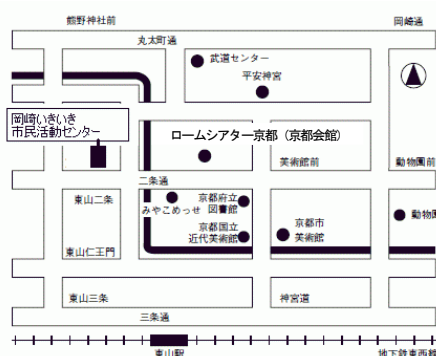
電話：(075) 492-7320



■岡崎いきいき市民活動センター

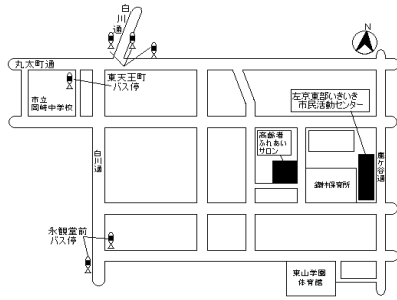
住所：京都市左京区岡崎最勝寺町2

電話：(075) 761-4484



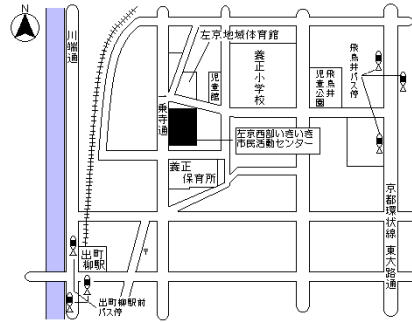
■左京東部いきいき市民活動センター

住所：京都市左京区鹿ヶ谷高岸町3-2
電話：(075) 761-1385



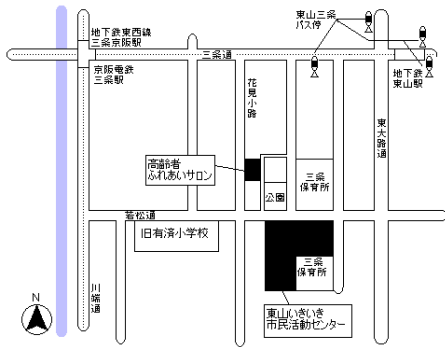
■左京西部いきいき市民活動センター

住所：京都市左京区田中玄京町149
電話：(075) 791-1836



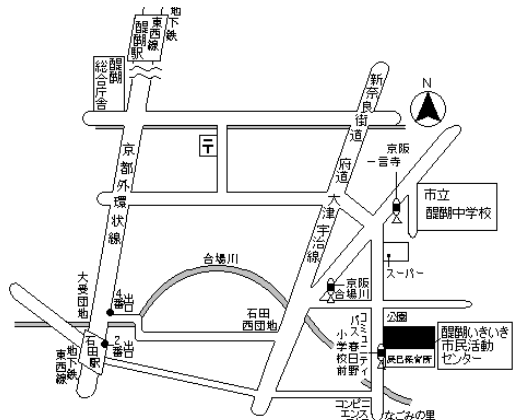
■東山いきいき市民活動センター

住所：京都市東山区三条通大橋東入2丁目
下る巽町442-9
電話：(075) 541-5151



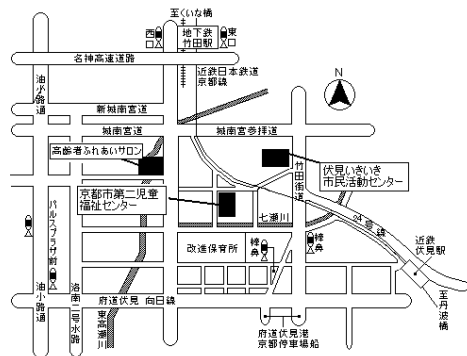
■醍醐いきいき市民活動センター

住所：京都市伏見区醍醐外山街道町
21番地の21
電話：(075) 571-0035



■伏見いきいき市民活動センター

住所：京都市伏見区深草加賀屋敷町6-2
電話：(075) 646-4274



発行：京都市文化市民局地域自治推進室 平成29年1月
京都市印刷物第284944号